明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○患者調査規則の一部を改正する省令（厚生労働六四）　一
○森林法施行規則の一部を改正する省令（農林水産三三）　一

〔告　示〕

○土地家屋調査士法第三条第二項第一号及び第三項並びに土地家屋調査士法施行規則第十条の規定に基づき、土地家屋調査士法第三条第二項第一号の規定による研修の指定に関する件の一部を改正する件（法務二六三）　二
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（同二六四、二六五）　二
○太陽光を利用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する日本国政府とモルドバ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一九〇）　二
○平成二十三年度における教科書展示会の開始の時期及び期間を指示する件（文部科学九二）　二
○平成二十三年産あへんの納付期限を定めた件（厚生労働一七一）　二
○遠洋底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件（農林水産一〇四一）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一〇四二～一〇五六）　四
○保安施設地区の指定をする件（同一〇五七～一〇五九）　四
○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（経済産業一二一）　五
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件（同一二二）　五
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項の規定に基づき登録の消除をした件（同一二三）　六
○高速自動車国道に関する件（国土交通五四三、五四四）　六
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（防衛一三二～一三五）　七
○道路に関する件（東北地方整備局一〇五、一〇六）　七
○道路に関する件（関東地方整備局二六二）　七
○自動車専用道路に関する件（同二六三）　七
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（同二六四～二六七）　八
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（中国地方整備局一〇六）　八

〔国会事項〕

内閣　財務省　岐阜県　愛媛県　二

〔人事異動〕

閣議決定等事項　二

〔皇室事項〕

機械受注統計調査報告（平成二十三年三月）（実績）（内閣府）　三

〔資　料〕

諸事項　三

〔公　告〕

官庁
建設業の許可の取消処分、職員の免職処分関係　三
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人国立病院機構職員の免職処分関係　三〇
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三〇
会社その他

省　令

○厚生労働省令第六十四号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、患者調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二十六日

厚生労働大臣　細川　律夫

患者調査規則の一部を改正する省令

患者調査規則（昭和二十八年厚生省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「による基幹統計である患者調査」を「第二条第四項に規定する基幹統計である患者統計を作成するための調査（以下「患者調査」という。）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第一項の規定を実施するため、森林法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

森林法施行規則の一部を改正する省令

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六項を次のように改める。

6　第二十二条の十九第一項の規定によるほか、法第四十一条第一項に規定する国が保安施設事業を行う必要があると認めるときとは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による被害を受けた県の知事から要請があり、かつ、当該県における同条第三項に規定する保安施設事業（当該地震による被害を受けた施設の災害復旧事業、災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う新設又は改良に関する事業その他災害復旧事業以外の事業であって再度災害を防止するため土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために緊急に実施されるものに限る。）の実施体制その他の地域の実情及び国の事務の遂行への支障の有無を勘案して、国が当該保安施設事業を行う必要があると判断したときとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

附則第七項を削る。